

令和6年度 第11回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和7年2月10日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第33号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第34号 農地法第4条許可申請書審議について

議案第35号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）

5. そ の 他

【報告事項】 非農地判断について

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

7 番 岡本 篤幸

8 番 平井 豪

9 番 草場 竜一郎

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

西村 盛一

田上 安幸

松永 博文

坂本 導成

松野 文男

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

2 番 長野 和代

農地利用最適化推進委員

外村 和彦

井芹 康雄

伊佐 浩二

8. 議事録署名人

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、川端 勵志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆様こんにちは。

それでは定刻を過ぎましたので総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第11回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。ここ1週間前後ですね、朝は非常に冷え込んだ日が続いておりますが、農作物の管理等も非常に大変だったと思います。また先日は八代の鏡町で最適化推進委員の研修を行いました。これにも多数参加をいただいて大変お疲れ様でございました。いよいよ私達の農業委員会の活動も今回を入れて3月後1回で終わります。最後までお互い有終の美を飾るべく駆け抜けたと思いますので、よろしくをお願いをするところです。本日は3条4条5条、それに基盤強化法、それに中間管理機構の関係、それとその他で1件議題が用意されていると思いますので、多少時間が長くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。それと後1点だけ皆さんにお知らせですが、恐らく新聞あるいはテレビ等でみなさんご承知かと思いますが、私達が今、畑地化の関係で水張りを行っておりますが、これにつきましては今国会で予算委員会等で非常に議論がありまして、これにつきましては令和9年度以降はその要件はなしというようなことで国会の中では一応議決をされております。これは私新聞切り抜きしておりますが、水張り不要という見出しで載っているところです。従って令和9年度以降は水張りがなくてもこれは政策の対象外にはしないよということで、なくてもそれは適用される。このようなことになっておりますので、具体的な詳細なことは今後色々通知があると思いますが、なくても適用になるということは頭に入れていただきたいと思います。これも当初の法案が出てきたところから悪評があって、中々それが現地では取り入れられないよと、私も言ったと思いますが、国会議員の先生の中にこれは自信をもって踏み出せないですよと強く申してきた経緯があることですが、やはり私達がおかしいと思うことはどうしても国も自信をもって踏み出せない、こういうことだと思います。それと今問題になっている備蓄米の放出についても、これが14日の日に具体的な内容が国の方から示されるということになっておりますが、これが示された後、果たしてお米の値段が下がるのか下がらないのか、非常に関心を

持っているところですが、お互い農政に携わるものとしては、その辺も常々注視をしていきたい、このように思っておりますので、宜しく願いをいたします。先程申しましたように案件がちょっと多数はありますので、時間がかかると思いますが、よろしくお願いをしながら冒頭のご挨拶とさせていただきます。以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、5番委員の伊豆野誠委員と6番委員の五嶋靖委員をお願いをいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いします。

会 長 それでは早速議案審議に入りたいと思います。

議案第33号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いいたします。

議案第33号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和7年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、

2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

6 番 6番委員の五嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに龍野小学校がありまして、こちらに竜野ふれあい広場があります。この竜野ふれあい広場から東へ480メートルのところに今回の申請地があります。以上になります。

会 長 続きまして、6番委員の五嶋委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上

問題がないか説明をお願いします。

- 6 番 6番委員の五嶋です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は 非農家の方になります。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

- 会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

- 1 番 1番委員の境です。

先月の1月28日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字上早川にある農地1筆です。

申請地には、栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

- 会 長 ただいま、1番委員の境委員から現地調査の報告。また、6番委員の五嶋委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

- 会 長 何かご意見ございませんか。

意見もないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について、審議したいと思います。

それでは12番委員の河嶋委員から説明をお願いします。

- 12 番 12番委員の河嶋です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーン
 でご説明いたします。

こちらに甲佐中学校がございます。こちらの甲佐中学校から南へ約420メートルの位置に今回の申請地がございます。以上です。

会 長 続きまして、12番委員の河嶋委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上
 問題がないか説明をお願いします。

12 番 12番委員の河嶋です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の売買について相談され、
 了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」をご覧ください。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は280日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。

先月の1月28日に会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字中横田にある農地1筆です。

申請地には、栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、4番委員の松本委員から現地調査の報告。また、12番委員の河嶋委員から、
 農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。伊豆野委員どうぞ。

5 番 現場写真を見たのですが、何か既視感があるんですが、前回この辺かなんか申請なかったですか。

事務局 この近くで私の記憶では申請はなかったかと思います。

5 番 その時も確か栗の栽培とかで近場の場所かなと思って聞いてみただけなんです。

6 番 奥だったかな、上早川の奥で栗の栽培とかあった気が。

5 番 また別ですかね。

- 会 長 よろしいですかね。その他にご意見何かございませんか。
- なければ採決をしたいと思います。それでは採決を行います。
- 許可することに賛成する方は挙手願います。
- (挙手の確認)
- 全員賛成と認めます。番号 2 番については、原案どおり許可することに決定いたします。
- 議案第34号、農地法第 4 条許可申請書審議についてを議題といたします。
- それでは、事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは 5 ページをお願いいたします。
- 議案第34号、農地法第 4 条許可申請書審議について。
- 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。
- 令和 7 年 2 月 10 日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 以上です。
- 会 長 ありがとうございます。6 ページをお願いします。議案第34号、農地法第 4 条許可申請書審議調書の番号 1 番を審議したいと思います。
- 3 番委員の清住委員から説明をお願いします。
- 3 番 3 番委員の清住です。では、説明します。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。資料 7 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。
- こちらに下から上に県道の嘉島甲佐線がこのように通っておりまして、こちらに地籍の線が入っていませんのが、御船町地内ということで表示されませんので、このようになっています。そして熊本ダイハツ販売さんがこちら、そしてこの写真は古いんですがこちらにコンビニがございます。コンビニの裏手、この赤く示した所が今回の申請地になります。場所の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について 3 番委員の清住委員から説明をお願いします。
- 3 番 3 番委員の清住です。今回の申請は、申請人が農地を「自身が所有する隣接宅地への進入路として必要なため」に転用申請をするものです。しかしながら、許可を受けずに転用をしてしまった行為については、同時に始末書も提出されていることを申し添えます。それでは、転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照ら

し、問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の転用申請にかかる可否の判断をご覧下さい。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、集落に隣接した公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当すると思います。

②については、第一種農地の転用は「原則許可することができない」とされていますが、集落に隣接しており他に適地は無いため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、既に実施されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、周囲を宅地と接しているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。1番委員の境委員から説明をお願いします。

1 番 1番委員の境です。

先月の1月28日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字芝原字芝原第二にある集落に隣接した農地1筆で、第一種農地に該当しますが、集落に接続しており、他に適地は無いと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま、1番委員の境委員から現地調査の報告。また、3番委員の清住委員から、転用申請にかかる可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のロ」に該当するものの、集落に隣接しており他に適地は無いと思われるため「転用は可能と判断する」と説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。河嶋委員どうぞ。

12 番 これは奥の方の左側に入っていくための通路ですか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 先程位置の写真でご説明をしますと、写真はこちらの方向から撮っておりまして、奥に写っていた建物はこちら、この範囲の通行ということ。勿論こちら戸建てがありましてここに元々の道がありましてここから入って行き止まりになったということで、こちらの方に居られる方がこれから出入りされるということで改めて申請されたということです。

会 長 河嶋委員よろしいですかね。

その他にご意見ありませんか。

他にはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付します。

それでは、続きまして、議案第35号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、8ページをお願いいたします。

議案第35号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、9ページをお願いします。

議案第35号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。

それでは、3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用目的・契約の種類・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明します。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明したいと思います。先程、4条申請がこちら矢印を示しております。そちらの後ろ側に今回の5条申請の農地がございまして、清住委員からご説明がございましたが、こちらの黄色で囲んであるこちらが元々宅地、こちらと一体型で戸建ての賃貸住宅を6戸建設したいという計画が出ております。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判断について、3番委員の清住委員から説明をお願いします。

3 番 3番委員の清住です。それでは、説明します。今回の申請は、申請人が農地を有償で譲り受け、「隣接宅地と一体的に戸建賃貸住宅（6戸）」を建設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落に隣接しており公共投資の対象になった農地であるため、第一種農地に該当すると思います。

②については、第一種農地の転用は「原則許可することができない」とされていますが、集落に隣接しており、他に適地は無いため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、「資金計画書」、「融資証明書」も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「押し均す程度で、土砂の流出が無いよう責任を持って対応します」とされているため、周囲の営農に支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 4番委員の松本です。

先月の1月28日に会長、境委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字芝原字芝原第二にある集落に隣接した農地1筆で、第一種農地に該当しますが、他に適地は無いため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告。また、3番委員の清住委員から、転用申請に係る可否の判断である、「農地法第4条第6項第1号のイ」に該当するものの、集落に隣接しており他に適地は無いと思われるため「転用は可能と判断する」との説明があったところです。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。河嶋委員どうぞ。

12 番 全体の面積がありますかね。

会 長 事務局からお願いします。

事務局 総面積につきましては、818.46平米です。宅地面積が563.46です。今回あがった一体的に使うという転用申請が255平米、こちらになります。

会 長 河嶋委員よろしいですか。境委員どうぞ。

1 番 ということは818に対しての対価がこの金額という形ですかね。

事務局 そうです。

会 長 よろしいですかね。

その他にご意見はございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員、賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては、「許可相当」の意見を付けて県へ送付してまいります。

それでは、議案第36号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」を議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、11ページをお願いいたします。

議案第36号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和7年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

12ページをお願いいたします。

甲農第1706号、令和7年1月27日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の13ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和6年度第11回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定については、6年の田が2筆の2,660㎡、賃借権の新規については、10年の田が11筆の14,973㎡となります。使用賃借権の再設定及び新規については、ございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が13筆の17,633㎡となります。

その他、所有権移転については、畑が1筆の2,475㎡でございます。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。

会 長 それでは、14ページをお願いします。

議案第36号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画について審議します。

番号1番について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は、農地利用最適化推進委員の外村推進委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、1番の審議が終わるまで退席をお願いします。

（外村推進委員、退席）

事務局 それでは、事務局から説明をお願いします。
説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。
ここに龍野小学校がございます。龍野小学校から北西へ約410メートル、この赤い所になりますが、ここの位置になります。場所は以上となります。
次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、人・農地プランに位置付けられた地域の担い手で、主に米の作付けをされています。今回の申請地にも米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ご意見ございませんか。
質問もないようでございます。
それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（挙手の確認）
全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認いたします。外村推進委員の入室を認めます。
続きまして、番号2番について審議したいと思います。
それでは、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。こちら御船トンネルから甲佐に国道443号線があります。その途中に西邦電気工業がありまして、この西邦電気工業から西へ約110メートルの位置にあります。
次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 対価について、通常だと大体1万2千か1万円くらいなんですけれども、この対価については正しいですか。

会 長 事務局お願いします。

事務局 こちらの対価の方はちょっと確認します。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 今確認しましたところ、1反当りの対価は1万1千円で間違いないです。

12 番 反当り1万2千円ぐらいじゃなかのかと。

5 番 1筆ぐらいならね。

事務局 すみません、訂正をお願いします。こちらの2番の反当り2万5千463円となっていますが、これが1万1千円の修正でお願いいたします。

事務局長 対価は4,752円です。

会 長 境委員よろしいですかね。

他になにかご意見ございませんか。

他にはないようでございます。それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P18ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに嘉島甲佐線が走っておりまして、嘉島甲佐線の西側、こちらにこのように点在しております。以上となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。伊豆野委員どうぞ。

5 番 対価が反当り60キロになっているんですね。すみません、勘違いでした。

会 長 よろしいですね、伊豆野委員。そのほかに何かございませんか。境委員どうぞ。

1 番 この譲受人は個人で5町近くを植えられているんですか。

会 長 事務局よろしいですか。

事務局 この方は個人で植えられております。以上になります。

1 番 これはどこになるんですか、白旗の。

事務局 スタンドの裏です。説明が少し不足しておりました。ここに県道嘉島甲佐線の西側
と言いましたが、こちらにネットトヨタさんになりまして、その県道を挟みまして西
側に大福物流さん、この県道嘉島甲佐線と緑川の間に点在しております。こちらの左
上が吉田の集落となります。

会 長 本人も年齢的に85歳になりましたので、中々自分で出来ないということで。
河嶋委員どうぞ。

12 番 全部一緒ですけれども、賃借期間が2月10日から2月9日になっているんですよ。
作付けが米は良いとして、麦をされる方は2月9日では麦が最終年度に対しては取れ
ないかと思いましたので。大体裏作までが契約ですよ、裏作ということは6月いっ
ぱいですよ。

会 長 あくまで10年としたところでの契約ですので。そのほかに何かございませんか。
ほかにはないようですので、それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4番・番号5番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思いま
す。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりま
すが、前のスクリーンでご説明いたします。こちらに緑川が流れていまして、こちらが
日和瀬橋になります。この日和瀬橋から寒野の方に入っていきます、こちらが東寒
野公民館になります。この東寒野公民館から北側に3点、このように点在しておりま
す。以上となります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号4番・5番の相手方は、人・農地
プランに位置付けられた地域の担い手で、主に米の作付けをされています。今回の申
請地にも、米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。
以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 譲渡人さんは農家ではないのですかね。同じ譲受人と同じ年代で面積も結構持って
おられる。

会 長 事務局分かりますか。

事務局 農家ではありません。貸付人と貸受人は親戚ではないけれども、同級生です。

1 番 ではもっておられるのはほとんど貸しておられるということですね、譲渡人に。

事務局 最近、帰ってこられたんで。

会長 その他になにかご意見ございませんか。

他になければ採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号4番・5番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6番について審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は、農地利用最適化推進委員の上村委員が代表を務める法人です。参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

(上村推進委員、退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらが白旗の地区になります。こちらにネットトヨタ熊本サービスから東へこちら1498-1の方が東へ約420メートル、こちらの1040こちらの白旗字小中尾1040番が東へ約480メートルでございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号6番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。河嶋委員どうぞ。

12 番 事務局にお尋ねしたいんですけども、残りが723平米残っているんですよ。それはどうなさるか聞いていますか。

会長 事務局分かれば回答をお願いします。

事務局 そこは聞いておりませんので申し訳ございません。

会長 よろしいですかね。その他に何かございませんか。境委員どうぞ。

1 番 参考までにお聞きしたいんですけども、農業法人かなんかで面積をどんどん増やしているということですが、経営面じゃ減価償却なんか容易になってくるというのは分かるんですが、新規で新しい機械を買った場合は補助金なんかもあるんですか。面積を増やせば。

会 長 事務局。

事務局長 国・県の補助の場合は経営規模拡大というのが条件の中にポイントではつきます。増やした方が機械を買う時に有利にはなります。

1 番 法人経営としても減価償却なんかも有利になるということですね。

会 長 その他にご意見ございませんか。

他にはないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり承認いたします。上村推進委員の入室を認めます。

それでは、P15ページをお願いします。

番号7番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P21ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらが緑川が流れておりまして安津橋がございます。安津橋上流に熊本甲佐総合運動公園がこちらにございまして、公園から西へ280メートルの位置にあります。以上になります。

会 長 ただいま、事務局から番号7番についての説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案のとおり承認いたします。

会 長 ここで、休憩をいたします。45分から再開いたしますので、それまで休憩を取ります。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

会 長 それでは休憩前に引き続いて会議を再開をいたします。

それでは、議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、22ページをお願いいたします。

議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和7年2月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

23ページをお願いいたします。

甲農第1738号、令和7年1月27日提出、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長甲斐高士。「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について」（諮問）」。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。今回の計画につきましては、令和7年4月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が21筆の22,473㎡、畑が8筆の6,327㎡となります。

委員の皆様には審議していただくのは、新規の案件となります。

詳細は、事務局から説明します。

会 長

それでは、P24ページをお願いします。議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定による聴取について」審議します。番号1番から番号5番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P26ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちら方に和田内の地区があります。こちらの方に府領地区があります。この和田内とこちらが緑川になりますが、ここに申請土地が点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番から5番までの相手方は、認定農業者で、主に米・麦・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙

手願います。本田委員どうぞ。

10 番 大坪の2624の1番2番、下大坪の2624の1番2番、これ3番があるんだけど3番はどうなってるんですか。これ1筆にしてあるんですよ、2反じゃなくて。地図見て分かるでしょう。1筆残ってるでしょ狭いのが。これ1筆ですね。

会 長 事務局分かりますか。

10 番 これずっと前から●●さん作っているけど、それで、一度に申請来ているんですけども、これ地権者は兄弟なんですよ。両方とも亡くなっています。これは娘さんかな。

会 長 ▲▲さんという方が。申請人の。

10 番 どっちの娘さんかな。

事務局 すみません、関係性はこちらの方で調べてご報告させていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

10 番 2筆しか申請にないけん、1筆はどうなっているか疑問なんですよ、すごく。畔倒し全部してあるけんね。●●さんは何十年作っているけんね。今まで申請していなかったのがいっぱい出てきているんですよ。その中で1筆抜けているから。

5 番 もうそこは契約してあったか。

10 番 兄と弟で管理していた。この▲▲さんというのはどっちの人の要するに地権者かな。

会 長 事務局。

事務局 そこにつきましては事務局の方で確認させていただいて後日報告させていただいてよろしいでしょうか、申し訳ございません。

会 長 本田委員、確認をしてからでよろしいですか。

10 番 はい、要するにテリトリーは和田内の範囲ですからね。出身が、親父さんの。

会 長 事務局から後ほど回答するということですのでよろしく願いいたします。河嶋委員どうぞ。

12 番 作付けの品目が米・麦・大豆と書いてありましたけれども、下の方に畑がございますけれども、これも大豆とか麦とかされますか。

10 番 栗が植わっています。以上です。

1 番 下の畑が栗ですか。

10 番 ほとんど栗です。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 この相手方の■■■さんはスイートコーンと栗をされています。こちらの方が事務局の漏れになります。申し訳ございません。

会 長 回答の方に栗も加えるという事です。その他に何かございませんか。

他には無いようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番から番号5番については、原案のとおり決定いたします。続きまして、番号6番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P27ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらが九州自動車道が走っておりまして、こちらに緑川パーキングエリアがございます。この緑川パーキングエリアから南西に約370メートルの位置にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号6番の相手方は、御船町の認定農業者で、主に野菜・馬鈴薯の作付けをされています。今回の申請地にも、野菜・馬鈴薯の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。河嶋委員どうぞ。

12 番

5万6,688平米ですかね、は甲佐町の分含めてですかね。甲佐分だけですか。

会 長

事務局分かりますか。

事務局

これに関しましても申し訳ございません。事務局で確認してから回答したいと思います。すみません。

会 長

河嶋委員よろしいですかね、後で確認してからで。

12 番

はい。

会 長

その他に何かご意見ございませんか。他には無いようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

会 長

全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P28ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに緑川が流れていまして田口橋がございます。田口橋から北西へ約1.4キロのところに4筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号7番の相手方は、御船町の認定農業者で、主に米・大豆の作付けをされています。今回の申請地にも、米・大豆の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。河嶋委員どうぞ。

12 番 4番目に出ている●●さんと7番目ですけれども、耕作面積が一緒でしょう。貸付が4番目の方は1,724平米、7番目が3,104平米、合計すると4,828平米になりますけれども、どこから2,400は出てきているのでしょうか。

会 長 事務局回答を。

事務局 河嶋委員からご指摘がありました通り、4番と7番のこちらの耕作面積と4番の耕作面積が間違っておりました。4番と7番の耕作面積の合計が、4番の耕作面積が4,828平米に修正をお願いいたします。申し訳ございません。

会 長 河嶋委員よろしいですかね、
その他にご意見ございませんか。他には無いようでございます。
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号7番については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号8番・9番は相手方が同一のため一緒に審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P29ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに左下の方に龍野小学校がありまして、その北側に竜野ふれあい広場があります。この竜野ふれあい広場から、こちら177の1、竜野ふれあい広場から北東へ約700メートル、こちらの4762番の方が竜野ふれあい広場から東へ約880メートル、こちらの上早川の大原の102番がふれあい広場から北東へ約440メートルの位置になります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号8番・9番の相手方は、人農地プランで位置づけられた地域の担い手で、主に米・野菜の作付けをされています。今回の申請地にも、米・野菜の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。境委員どうぞ。

1 番 田の4262番地はここ田んぼとして活用できているんですか。水とか奥の方ばってん

があるんですか。

12 番 谷川から引っ張ってきます。

1 番 水はあるんですね。田を作る予定。

会 長 事務局。

事務局 こちらの方は野菜。

会 長 そのほかにご意見ございませんか。

1 番 結構野菜を作るにしても電柵かなんかもされるわけですね。多分あの辺は猪なんかの餌場になっているけん、その辺のところは聞いていない。2反とか2反4畝とか広めになるから、電柵等しないと結構厳しいと思います。

事務局 その件については聞いていません。ただ今境委員がおっしゃる通り、猪鳥獣を鑑みますと、必要かもしれないと思います。

会 長 よろしいですかね。その他にご意見ございませんか。他には無いようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

会 長 全員賛成と認めます。番号10番については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P30ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

左下に龍野小学校がございます。竜野ふれあい広場がございまして、この竜野ふれあい広場から北東へ約690メートルの位置にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号10番の相手方は、認定農業者で、主に米の作付けをされています。今回の申請地にも、米の作付けをされています。今回の申請地にも、米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見ございませんか。意見が無いようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号10番については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号11番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P31ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちら御船町からトンネルをこえていきますと、九州ネットワークケーブルがございます。この九州ネットワークケーブルに、こちらの1186、こちらの方が九州ネットワークケーブルより南東へ335メートル、こちらの1739-3の方が九州ネットワークケーブルより南東へ255メートルの位置にございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号11番の相手方は、認定農業者で、主に米・野菜の作付けをされています。今回の申請地にも、米・野菜の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かご意見ございませんか。

なければ採決を行います。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号11番については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P32ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらに県道嘉島甲佐線が走っております。こちらに熊本ダイハツ販売株式会社がございます。この熊本ダイハツ株式会社から南へ約110メートルの位置になります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号12番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦・野菜の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦・野菜の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。河嶋委員どうぞ。

12 番

これは見た感じでは半分、2分の1が今度の申請ですか。32ページのあれで見ると。

会 長

事務局分かりますか。

事務局

すいません、こちらの地図、現場写真の方には線を地図を見た限り約半分、こちら事務局の方で線を入れとけばよかったんですが、申し訳ございません。この辺りの面積

となります。

会 長 その他に何かございませんか。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

会 長 全員賛成と認めます。番号12番については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、最後になります。番号13番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P33ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

こちらが乙女橋になります。この乙女橋から南東へ約350メートルの位置、こちらになります。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号13番の相手方は、認定農業者で、主に米・麦の作付けをされています。今回の申請地にも、米・麦の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。本田委員どうぞ。

10 番 これ畑と書いてあるのに米はどうして植えるの、麦は分かりますけれども。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 今米・麦と説明したんですけれども、すいません、米の方は抜いていただいてよろしいですか。すいません。

会 長 境委員どうぞ。

1 番 今後はこういう形での公社を通した集積計画書が増えてくるという形でいて、今までいた36号議案の集積表には載せないような形ですかね。36号議案で集積表もあるじゃないですか、それとまた別個ということですか。で36号議案のような方式も今後続けるような形ですか。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 36号議案が基盤強化法による集積ですので、こちらが今年度までとなります。令和7年度からは全てこちらの中間管理機構を通した集積となりますので、今後は中間管理機構を通したのと3条ですね、この2つになりますので、今後36号議案は少なくなってくる。37号の中間管理機構の集積計画に全部なっていきます。

1 番 また公社を通した形の集積表を作る形ですね。

事務局 公社を通した集積表になります。以上です。

- 会 長 その他にご意見ございませんか。河嶋委員どうぞ。
- 12 番 借り手が82歳、期間が10年ということは92になりますね。見た感じはもう老々介護
みたいなタイプになっていますが、借り手の方は大丈夫でしょうかね。
- 事務局 借り手の方が年齢が82という高齢の年齢ですけれども、まだ元気にされていますの
で、10年というのは分かりませんが、まだ元気にされているということでご理解
をお願いいたします。
- 5 番 後継者はいらっしゃらない。
- 事務局 後継者につきましては、確認ができておりません。申し訳ございません。
- 会 長 基盤強化法の場合、亡くなった場合、借り手・貸し手が亡くなった場合、色々ルール
があるでしょ、あれが適用されるから、だからあんま心配はいらない。
その他にご意見ございませんか。採決を行います。
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手の確認)
全員賛成と認めます。番号13番については、原案のとおり決定いたします。
なお、審議の結果、番号1番から番号13番までの議案につきまして決定することとい
たしますので、議案第37号については、異議がない旨を答申いたします。
それでは本日予定していた議題は37号で全て終了したところです。
その他、報告事項に入っていきます。その他、報告事項「非農地判断」について。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局長 耕作放棄の農地が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、農地管
理部会により現地調査の上、判断をされたので報告をしていただくものです。
- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 前のスクリーンでご説明いたします。黄色が登記地目畑の農地、水色が登記地目、水
田でございます。そしてやな場がこちら、県道三本松甲佐線が宮内の方に行っており
まして採石場、そして緑川が流れております。そして鵜の瀬堰、鵜の瀬堰から市街地を
通っております大井手川、それと竜野方面に行っております上井手用水とその間に
ありますこの黄色の畑地帯、ここが非農地判断の報告の対象農地となった箇所ござ
います。いわゆる地理的には中州状態ですね。河川とこちらが大きい水路になるんで
すけれども、登記地目畑、61筆35,908㎡、農地管理部会の皆様と一緒に現地確認をした
ところでございます。場所につきましては、以上でございます。
- 会 長 続きまして、現地の状況について農地管理部会副部長で9番委員の草場委員から
説明をお願いします。
- 9 番 農地管理部会副部長の草場です。それでは、説明します。先月の1月28日に会長、
農地管理部会の境委員、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回提案さ

れている「農地」、「非農地」の判断対象農地は、「大字豊内字山下」、にある農地61筆、35,908㎡で、農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、現地を確認したところ、今回の耕作放棄となっている農地は、周囲を河川と水路に囲まれた農地で、管理が行き届かず周囲の状況から見ても、「農地として復元しても継続して利用することが困難ではないか」という判断に至ったことを報告いたします。

会 長 ただいま、農地管理部会副部会長で9番委員の草場委員から現地の状況の報告。また、「農地法第2条第1項の規定」の規定に照らし合わせた結果、「農地に該当しないと判断した。」との報告がありました。

このことにより、「農地」に該当しないと判断したものについては、当農業委員会としましては非農地と判断した旨を各権利者、関係機関へ通知書します。以上で非農地判断についての報告を終わります。

それでは本日予定をいたしておりました議案は全て終了いたしましたので、事務局の方へバトンタッチいたします。

事務局長 これを持ちまして第11回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

5 番

6 番